

ライオン企業年金基金 脱退一時金裁定請求書 兼 繰下げ・年金通算申出書
(加入者期間 20 年以上中途退職用、退職時提出)

- ・ライオン企業年金基金規約に基づき、脱退一時金の裁定請求に関わる繰下げまたは年金通算移換の申出をします。
- ・年金通算の申出に際しては、企業年金の年金通算制度についての説明を受けました(または説明書を読みました)。
- ・年金通算申出期限内に移換の申出がない場合は、脱退一時金として受給することに同意します。

提出日 令和 年 月 日

最終部所名	加入者番号		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	性別	男・女
フリガナ	(〒 -) ※転居予定がある場合は転居先・転居日を記入		
住所	Tel (- -)		
支給繰下げ及び移換 (該当番号に○印を付けてください)	1. 全部を脱退一時金で受け取る 2. 一部を脱退一時金で受け取り、残りは(年金とするため)繰り下げる 【一時金選択割合： 75%、50%、25%】 3. 全部を繰り下げる(全部を年金とする) 4. 全部を他制度へ移換する		
脱退一時金受取方法 (上記欄で「3」とした時は記入不要)	1. 銀行口座振込 (フリガナ) _____ 口座番号(右詰) 銀行 労働金庫 農協 _____ 店 本人名義 _____ 信用金庫 信用組合 _____ (普通・当座)		
	2. 郵便貯金振込 金融機関コード 通帳記号(5桁) 通帳番号(右詰) 郵便貯金総合口座通帳 9 9 0 0 - _____ - _____ 本人名義		
資格喪失	令和 年 月 日 (退職年月日の翌日を記入してください)		

注意 脱退一時金の移換を希望した場合は、以下の期限内に「脱退一時金移換に関する申出書」等を提出してください。

- ・企業年金連合会または個人型確定拠出年金(国民年金基金連合会)に移換する場合の申出期限は、資格喪失日から1年以内です。
- ・転職先の企業年金制度に移換する場合の申出期限は、次のとおりです。
 確定給付企業年金、企業型確定拠出年金への移換は資格喪失日から1年以内です。
 厚生年金基金への移換は資格喪失日から1年以内または加入した日から3月以内のいずれか早い日です。

- 添付書類(全部を繰り下げる場合は、本用紙のみを提出)
- ・全部または一部を脱退一時金として受け取る場合
 - ①戸籍謄本(全部事項証明)コピー可
 - ②退職所得の受給に関する申告書

以下基金使用欄

年金支給開始年齢	歳
予定支給開始年月日	令和 年 月 日

常務理事	事務長	担当	受付日